

認セリ 而シテ争議団側ハ未タ基金六百五十円アリ 之カ処
分ニ付賞額ノ結果被解雇者共三名ニ一人金廿九円宛贈与スル
コトニ決定介配ワラス

三争議団入所式ノ状況

争議団側ハ午後七時約百名支部旗(巻キタル巻)ヲ先頭ニ争
議団本部ヨリ城東電車水神森派出所ニ至リ従業員休憩室ニ入
リ藤岡ヨリ争議開始以来十七日間好ク斗争シテ来タ 今日
解決スルニ當リ其ノ結果ノ勝敗ハ論スルコトナク只今後會社
ニ對抗スル為メ諸君ニ於テ努力シテ賞ヒタイトテ簡單ナル
挨拶ヲ述ヘ直ニ散會翌十一月一日就業スルコトニ決シ解決シ
見ルニ至レリ

方及申(通)報後也

別記

覚書(解決條件)

- 一 運輸従業員規程自動車従業員規程並ニ傭賃規程ニ就テハ
(イ) 精勤賞共三回トス
但シ遅刻早退一回ニ付テハ一日二回ニ付テハ二回ヲ差引三
回アリタル場合ハ欠勤ト見做ス
(ロ) 療養休暇券ハ六ヶ月ニ二枚トスルコト
但シ遅刻早退四回迄ハ精勤トスルコト
(ハ) 代務ハ一ヶ月三回ヲ認メ一回ヲ三時間以内トス
但シ代務ハ精勤賞共ノ支給ニ付テハ遅刻早退ト同一ノ取扱
ヲ為ス
(ニ) 公休出勤ハ七ノ出勤順ニ依リ翌日ノ公休ヲ連帶シ以テ操車
係ノ命ニ従フコト
(ホ) 自動車部ノ事故無シ平常ハ一區三百五十円以上一月トシ三
區ヲ通シ事故無シ車ニ対シテハ連賞金一月ヲ支給スルコト